

翻刻文

西成岩文書 御触状留帳

宛

石磴（燈） 籠石水鉢踏段庭石等
 無益之人力費用を懸造出し中二者
 莫大字金ニ売買い多し候品も有之
 哉ニ相聞候自今石磴（燈） 籠之義
 金拾両以上ニ当り可申所一切造出シ
 売買致間敷候手水鉢踏段庭
 石等是又拾両以上品売買可為
 停止事

本来は燈籠であるが、磴籠の当て字
 者..は と読む
 字金..文の字のある金貨 文字金
 部首..火と石は似たくずし

為..たると読みたい

一瀬戸物近來專新奇妙を競ひ制（製）
 作り多し就中石磴（燈） 籠之形或者
 井桁等瀬戸物不似合之品者以來
 売買令停止候其外植附鉢之類
 通例之器物ニ候共総而奢侈高価之
 品決而売買致間敷候事

井桁..井戸の上に井の形に組んだもの
 器は闔（ジャ）に似たくずし字
 奢侈の侈は読めないが前後の意味から侈とした

西成岩文書 諸願達留帳

一酉新田壱町四反九畝歩

南濱田

一同壱町壱反九畝歩

郷藏前

一寅新田五反六畝貳歩

川田

右者当村田方之儀先達而申上候通り

御本田并新田等稲方之分ハカミシモ虫付

出穂を吸取候上八月九日之大風雨ニ而中稲

晩稲出穂真最中稲穂摺レ合候ニ付大分

黒粒枯穂等出来仕又候十二日夜分十三日まで之

大風雨大当り相成立毛伏勝候付惣体実入甚

悪敷右者外々方早く植付仕候村方故別而

当り強く相見候迎も御年貢丈ハ取実無御座

カミシモ虫..カメ虫か

并（ならびに）..現在は並

本田は、備前検地（慶長）以前に

あった田地、新田はその後の開墾

又候（またぞろ）..またしても

候半与一同心痛仕居何卒当年者是非是非
御檢見奉願吳候様ニ申聞候間乍恐別段
御慈悲之御評議を以御見立免ニ被成下置候様
仕度只管奉願上候右願之通御聞濟被下置
候ハバ難有仕合可奉存候以上
嘉永元年 戌九月

只管…ひたすら

知多郡成岩村

庄屋 傳助

” 佐次右衛門

” 孫左衛門

組庄屋

傳左衛門

柳原

御役所

榊原伊三家文書 開墾願

乍恐願上候御事

一彦洲裏御林之内田畑起方ニ

可相成所御見立御願可被下候尤相叶

地面請取候以上者御年貢并雜用

米共壹ヶニ而当組方諸事追

例之通大口等大引合勘定ニ而年々

急度相納可申候間何方ニ差支無之

場所御見分被成下置候様仕度

奉願上候為後日田畑起方願治定

一札依而如件

大引合…大取引の意

治定…治まり定まること

彦洲百姓

要助 ④

” 庄左衛門 ④

” 仙蔵 ④

” 兵七 ④

” 彦七 ④

” 安右衛門 ④

” 善四郎 ④

嘉永貳年

西閏四月

其外双代

清助 ④

” 定助 ④

” 孫右衛門 ④

右当組百姓方一同御願申上候通相違

無之二付加判仕候以上

右組庄屋

杢左衛門 ④

御庄屋

伊助殿

其外本成岩分

村御役人衆中

乙川文書資料No.4-664調達金

乍恐奉願上候御事

天明八申九月調達

一金三拾兩也

金九兩拾貳匁

知多郡乙川村取扱
天明九酉年方寛政子年迄
被下置候御利足金

調達金＝藩の借金

方…よりと読む

利足＝利息

天明申十二月調達

一金三拾兩也

金七兩ト拾貳匁

同人
寛政元酉年方同三亥年迄
被下置候御利足金

ズ利金拾六兩壹分ト六匁

残元四拾三兩貳分ト六匁

右調達金之儀是迄返上被下置候御利足

金を元金御返シニ相立殘金拾五ケ年賦之筈ニ

被為仰出候趣奉畏候然処当年之儀先達而

酒屋共方段々奉願上候通此節酒屋共ハ大ニ

乱江戸表方も一圓金子為差登不申当暮

諸払必至与差詰り甚以迷惑難儀仕候

就者恐多御願ニハ御座候得共右之趣被御勘考

其上御憐愍を以被為聞召分何卒拾五ケ年賦ニ

被下置候分を当暮七分返ニ被成下一諸ニ御返被下置候様ニ

幾重も幾重も奉願上候右願之通被為仰付被下置候ハバ

一圓…全くの意

差と置は、本文に解釈を記す

憐愍…かわいそうに思う

難有仕合ニ可奉存候以上

子十二月

右村取扱

吉三郎

同村金主

徳左衛門

井田忠右衛門様

右兩人御願申上候通相違無御座候間願之通

被為仰付被下置候様偏ニ奉願上候以上

偏ニ..ひとえに

右村庄屋

平次郎